

行方市告示第86号

行方市新規就農者育成総合対策経営開始資金交付要綱(令和4年行方市告示第149号)の一部を次のように改正する。

令和8年6月10日

行方市長 高 須 敏 美

題名を次のように改める。

行方市新規就農者育成総合対策経営開始資金等交付要綱

第1条中「行方市新規就農者育成総合対策経営開始資金」の次に「及び行方市新規就農者確保緊急円滑化対策経営開始支援資金」を、「第3142号農林水産事務次官依命通知。」の次に「」及び新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱(令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知)「」を加える。

第2条第2号ア中「農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。)第19条に基づく公告があったもの」を「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号。以下「令和4年改正法」という。)附則第5条に基づく公告があったもの、令和4年改正法附則第9条に基づく公告があったもの」に、「第4条」を「第4条第1項」に改め、同条第4号中「経営開始資金申請追加資料」の次に「又は経営開始支援資金申請追加資料」を加え、同条第6号中「人・農地プランの具体的な進め方について(令和元年6月26日付け元経営第494号農林水産省経営局長通知)別添の2の(1)に定める実質化された人・農地プラン、同通知の別添の3に定める実質化された人・農地プランとみなすことができる」と判断できる既存の人・農地プラン及び同通知の別添の4に定める実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる人・農地プラン以外の同種取決め等(以下「人・農地プラン」という。)に中心となる経営体として位置付けられ」を「地域計画(基盤強化法第19条第1項に規定する地域計画をいう。)のうち目標地図(同条第3項の地図をいう。以下同じ。)に位置付けられている」に、「第4条」を「第2条第4項」に、「人・農地プランに位置付けられた者等」を「目標地図に位置付けられた者等」に改め、同条第8号中「国要綱別記3」を「雇用就農資金等実施要綱(令和7年3月31日付け6経営第2412号農林水産事務次官依命通知)の別記1」に改め、「別記2雇用就農者実践研修支援事業」の次に「又は雇用就農緊急対策実施要綱(令和6年12月25日付け6経営第1765号農林水産事務次官依命通知)の別記4雇用就農緊急支援資金」を加え、同条第9号中「経営継承・発展等支援事業実施要綱」を「国要綱別記1経営発展支援事業(以下「経営発展支援事業」という。)のうち地

域計画早期実現支援枠，国要綱別記2 世代交代・初期投資促進事業(以下「世代交代・初期投資促進事業」という。)のうち世代交代円滑化タイプによる助成金，又は経営継承・発展等支援事業実施要綱の廃止について(令和8年3月31日付け7 経営第2990号農林水産事務次官依命通知)による廃止前の経営継承・発展等支援事業実施要綱に，「別記1の」を「の別記1」に改め，同条第13号中「平成31年4月1日以降に農業経営を開始した者であること。」を「事業実施年度の3年前の年度の4月以降に農業経営を開始した者であること。」に改め，同号を同条第15号とし，同条中第12号を第14号とし，第11号を第13号とし，同条第10号中「，施工業者」を「又は施行業者」に改め，同号を同条第12号とし，同条第9号の次に次の2号を加える。

(10) 経営発展支援事業のうち通常枠，新規就農者確保緊急対策実施要綱の別記6 初期投資促進事業又は世代交代・初期投資促進事業のうち初期投資促進タイプについて補助対象事業費の上限額である1,000万円(夫婦で共同経営する場合は夫婦で1,500万円)の助成を現に受けておらず，かつ，過去に受けていないこと。

(11) 地域農業構造転換支援対策実施要綱(令和8年1月23日付け7 経営第2081号農林水産事務次官依命通知)の別記1 地域農業構造転換支援事業又は別記2 新規就農者チャレンジ事業による補助金の交付を現に受けていないこと。

第2条に次の3号を加える。

(16) 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号。以下「みどりの食料システム法」という。)に基づく環境負荷低減活動に取り組む意思があること。

(17) 交付対象者は，原則として交付期間内に，農業経営人材育成研修プログラムの中級コースなど，農業経営力の向上に資する研修を受講し，修了すること。

(18) 国要綱別記1 第7の2の(2)の青年等就農計画等の承認を受けているが，青年等就農計画等に基づき交付金額を算出したときに，対象となる交付期間に応じた資金の交付が完了していないこと。

第3条第1号中「1月につき1人当たり12万5千円(1年につき150万円)とし」を「経営開始資金については1月につき1人当たり13万7千5百円(1年につき165万円)，経営開始支援資金については1月につき1人当たり12万5千円(1年につき150万円)とし」に改め，同条第2号及び第3号中「人・農地プラン」を「目標地図」に改め，同号ただし書中「農業人材力強化総合支援事業実施要綱(平成24年4月6日付け23 経営第3543号農林水産事務次官依命通知)別記1の」を削り，「農業次世代人材投資事業」の次に「，就農準備・経営開始

支援事業」を加える。

第5条第1項ただし書中「除く」の次に「ものとする」を加える。

第9条第4項に後段として次のように加える。

また、受給者は毎年1回、就農状況報告の際(原則、毎年1月末までの報告時)に、別紙様式第9―1号別添7の「みどりチェック」チェックシートに記載された各取組について、前回のチェックシートの提出以降に実施した旨をチェックした上で、市長に提出するものとする。

第10条第4号中「就農状況報告を」の次に「定められた期間内に」を加え、同条第5号中「1,200時間」を「1,500時間」に改め、「ある場合、」の次に「市が」を加える。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の行方市新規就農者育成総合対策経営開始資金交付要綱の規定は、令和8年4月7日から適用する。